

綾 部 市 公 報

番 号

第 6 8 3 号

発行日

令和元年 5 月 1 日

発行所

綾部市役所

目 次

○規則

- ・綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正
(定住地域・政策課)・・・1
- ・綾部市斎場の管理及び運営規則の一部改正
(環境保全課)・・・2
- ・綾部市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正
(建築課)・・・3

○告 示

- ・市道路線認定告示
(建設課)・・・6
- ・市道区域決定告示
(建設課)・・・7
- ・市道供用開始告示
(建設課)・・・8
- ・地縁団体認可告示(内久井自治会)
(市民協働課)・・・9
- ・地縁団体変更告示(延近自治会)
(市民協働課)・・・10
- ・地縁団体変更告示(向田町自治会)
(市民協働課)・・・11
- ・地縁団体変更告示(篠田自治会)
(市民協働課)・・・12
- ・地縁団体変更告示(旭ヶ丘自治会)
(市民協働課)・・・13

- ・地縁団体変更告示(高倉町自治会)
(市民協働課)・・・14
- ・地縁団体変更告示(下八田自治会)
(市民協働課)・・・15
- ・地縁団体変更告示(館町自治会)
(市民協働課)・・・16
- ・地縁団体変更告示(下市自治会)
(市民協働課)・・・17
- ・地縁団体変更告示(殿自治会)
(市民協働課)・・・18
- ・地縁団体変更告示(鳥居野自治会)
(市民協働課)・・・19
- ・地縁団体変更告示(鳥垣自治会)
(市民協働課)・・・20
- ・地縁団体変更告示(下位田自治会)
(市民協働課)・・・21
- ・地縁団体変更告示(有岡町自治会)
(市民協働課)・・・22
- ・地縁団体変更告示(高谷自治会)
(市民協働課)・・・23
- ・地縁団体変更告示(西坂町自治会)
(市民協働課)・・・24
- ・公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・25
- ・綾部市開発事業に関する指針の改正
(都市計画課)・・・27

・工事請負契約における契約保障に関する事務取扱要領の一部改正 (会計課)・・・28	
・綾部市ネーミングライツ事業実施要綱の制定 (財政課)・・・29	
・綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱施行細則 (都市計画課)・・・40	
・ふるさと納税収納代行事務の委託告示 (秘書広報課)・・・49	
・あやべ応援寄附金(ふるさと納税)事業に係る指定代理納付者の指定告示 (秘書広報課)・・・50	
・綾部市印刷物等広告掲載要綱の一部改正 (秘書広報課)・・・51	
・地縁団体変更告示(小畑町区) (市民協働課)・・・52	
・地縁団体変更告示(十倉向町自治会) (市民協働課)・・・53	
・地縁団体変更告示(西屋自治会) (市民協働課)・・・54	
・地縁団体変更告示(金河内町自治会) (市民協働課)・・・55	
・地縁団体変更告示(大石自治会) (市民協働課)・・・56	
・地縁団体変更告示(安国寺町自治会) (市民協働課)・・・57	

・地縁団体変更告示(物部地区自治会連合会) (市民協働課)・・・58	
・地縁団体変更告示(中筋町自治会) (市民協働課)・・・59	
・地縁団体変更告示(辻自治会) (市民協働課)・・・60	
・地縁団体変更告示(淵垣町自治会) (市民協働課)・・・61	
・地縁団体変更告示(新庄自治会) (市民協働課)・・・62	
・地縁団体変更告示(於与岐区) (市民協働課)・・・63	
・地縁団体変更告示(新広小路自治会) (市民協働課)・・・64	
・地縁団体変更告示(湯殿自治会) (市民協働課)・・・65	
・地縁団体変更告示(地縁団体志賀郷地区自治会連合会) (市民協働課)・・・66	
○公 告	
・(仮称)新市民センター整備工事(外構整備工事)に係る公募型指名競争入札について (監理課)・・・67	
・市道館大島線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・78	
・市道鷹栖下八田線(第二号線)外1川橋梁道路河川災害復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・88	

・下地川河川災害復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・98	・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会)・・・167
・市道山入安国寺線外1線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・108	・所有者の判明しない動物の収容について (保健推進課)・・・168
・市道立石中小路線外2線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・118	・公示送達 (市民・国保課)・・・169
・綾部中学校特別教室空調設備整備工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・130	・第6次綾部市総合計画及び第2次綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託に関する公募型競争入札について (企画政策課)・・・170
・中央公民館屋上防水等改修工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・140	・リサイクル施設整備工事(建築本体工事)公募型指名競争入札について (監理課)・・・183
・(仮称)新市民センター整備工事(武道館解体工事)条件付一般競争入札について (監理課)・・・150	・中筋小学校屋内運動場屋根改修工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・194
・住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について (市民・国保課)・・・160	・リサイクル施設整備工事(電気設備工事)条件付一般競争入札について (監理課)・・・204
・乳幼児予防接種の実施について (保健推進課)・・・162	・加茂橋水管橋災害復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・214
・成人用肺炎球菌予防接種の実施について (保健推進課)・・・163	・綾部都市計画下水道事業受益者負担金賦課区域公告 (下水道課)・・・224
・公示送達 (税務課)・・・164	○教育委員会告示
・公示送達 (税務課)・・・165	・平成31年第1回綾部市教育委員会招集告示 ・・・226
・公示送達 (税務課)・・・166	

- ・綾部市立小・中学校遠距離通
学費補助金支給要綱の一部改
正
・ ・ ・ 227
- ・綾部市学校プール運営要綱の
一部改正
・ ・ ・ 228
- 選挙管理委員会告示
- ・期日前投票管理者職務代理者
の変更について
・ ・ ・ 229
- ・平成31年4月7日執行の京
都府議会議員一般選挙におけ
る開票を開始する時刻の繰り
上げ
・ ・ ・ 230

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第39号

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年綾部市規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中

「

明・大 . . . を
昭・平 （ 歳）

」

「

年 月 日 に
（ 歳）

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市斎場の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第40号

綾部市斎場の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市斎場の管理及び運営規則（平成6年綾部市規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（その1）中「法定伝染病」を「一類感染症等」に改める。

様式第1号（その2）中「平成」を削る。

様式第2号（その1）中「法定伝染病」を「一類感染症等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 1 号

綾部市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成 9 年綾部市規則第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 2 号を次のように改める。

様式第112号（第12条関係）

収入に関する報告書

綾部市長 年 月 日 様

綾部市営住宅設置及び管理条例第14条の規定により私及び同居親族の収入を下記のとおり報告します。

④
 入居契約者氏名
 自宅電話番号

氏名	続柄	生年月日	年中(1月1日～12月末日)の所得金額	入居年月日			市営住宅		宅地		名称	第	号
				年	月	日	職業	勤務先又は事業所名称	所在地	備考			
	本人	・ (歳)											
		・ (歳)											
		・ (歳)											
		・ (歳)											
		・ (歳)											
		・ (歳)											

別居している扶養親族

氏名	性別	生年月日	続柄	別居先住所	備考
	男・女	・ (歳)			
	男・女	・ (歳)			
	男・女	・ (歳)			

※ 収入のある方全員の所得証明書を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 6 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定に基づき、道路を次のように認定する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 3 1 年 4 月 2 日から平成 3 1 年 4 月 1 6 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 4 4 8	味方中ノ坪 4 号線	味方町中ノ坪 5 番 1 味方町中ノ坪 5 番 7	

綾部市告示第 6 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 3 1 年 4 月 2 日から平成 3 1 年 4 月 1 6 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 4 4 8	味方中ノ坪 4 号線	味方町中ノ坪 5 番 1 味方町中ノ坪 5 番 7	最大 12.00 最小 6.00	59.73

綾部市告示第 6 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、平成 3 1 年 4 月 2 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 4 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 3 1 年 4 月 2 日から平成 3 1 年 4 月 1 6 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
1 4 4 8	味方中ノ坪 4 号線	味方町中ノ坪 5 番 1	味方町中ノ坪 5 番 7

綾部市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

綾部市長 山 崎 善 也

1 名 称

内久井自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 感謝祭、祈念祭および互礼会の実施
- (5) 花見、納涼まつり、ゲートボール等の取り組み

3 区 域

本会の区域は、綾部市内久井町大松、神戸、福野、大木ノ木、由里、石代、元屋敷、小谷口、上屋敷、大田、荒神カナル、奥山口、奥山奥、高迫、ツカタ、句領田、日和口および日和奥の区域とする。

4 主たる事務所

綾部市内久井町元屋敷7番地（内久井公会堂）に置く。

5 代表者

綾部市内久井町句領田39番地
岡 正 幸

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

平成31年4月1日

綾部市告示第69号

地縁による団体「延近自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市上杉町大田12番地の1 山 本 勝 一 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第70号

地縁による団体「向田町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市向田町上大門37番地 木 枝 宏 行 に変更する

代理人を 綾部市向田町迫田47番地 岡 村 泰 宏 に変更する

2 変更の年月日

平成31年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第71号

地縁による団体「篠田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市篠田町宮ノ下19番地 石 角 義 裕 に変更する

2 変更の年月日

平成31年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第72号

地縁による団体「旭ヶ丘自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町岬7番地の43 秋 吉 翰 に変更する

2 変更の年月日

平成31年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第73号

地縁による団体「高倉町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市高倉町奥路3番地 四 方 範 敏 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第74号

地縁による団体「下八田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代理人を 綾部市下八田町柿差28番地 内 藤 晶 彦 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第75号

地縁による団体「館町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月11日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市館町モトレ26番地の2 古和田 功 藏 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第76号

地縁による団体「下市自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月11日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市物部町蓮池23番地の1 久 木 康 弘 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第77号

地縁による団体「殿自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月11日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町村中30番地 木 下 真 彦 に変更する
事務所を 綾部市八津合町村中30番地 に変更する

2 変更の年月日

平成31年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第78号

地縁による団体「鳥居野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月11日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町ヤボセ25番地 柏 原 敏 幸 に変更する

2 変更の年月日

平成31年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 0 号

地縁による団体「鳥垣自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市睦寄町小野田 8 番地 古和田 実 に変更する

2 変更の年月日

平成 3 1 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 1 号

地縁による団体「下位田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町瀬戸 2 8 番地 村上 進 に変更する

2 変更の年月日

平成 3 1 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 2 号

地縁による団体「有岡町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市有岡町田部 3 2 番地 村 尾 泰 造 に変更する
- 2 変更の年月日
平成 3 1 年 4 月 1 日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第 8 3 号

地縁による団体「高谷自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 15 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市館町高谷 39 番地の 90 岩本 淳 に変更する

2 変更の年月日

平成 31 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 4 号

地縁による団体「西坂町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市西坂町岡ノ段 4 5 番地 大 槻 祐 紀 に変更する
- 2 変更の年月日
平成 3 1 年 4 月 1 日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第 85 号

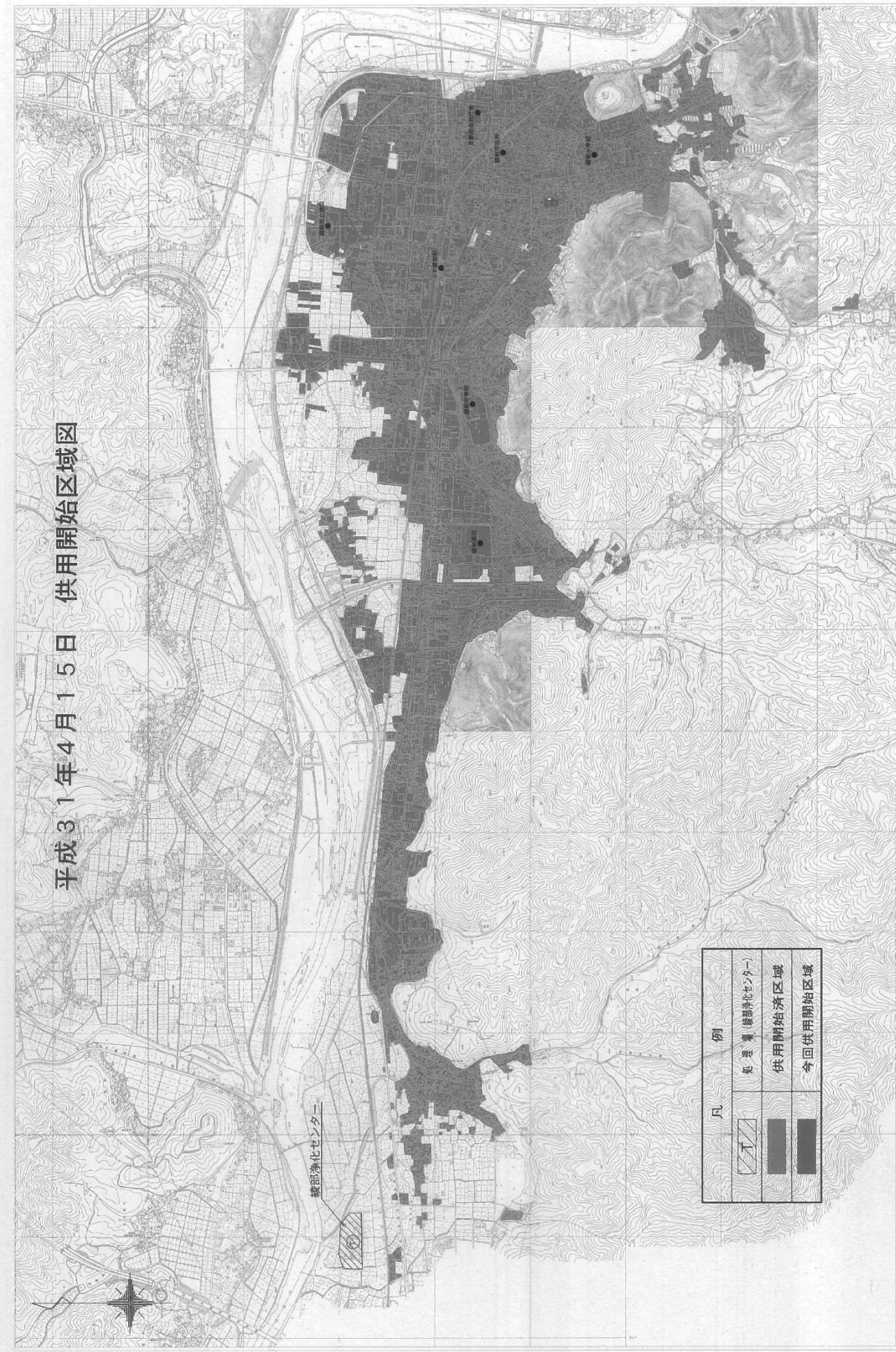
下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

平成 31 年 4 月 15 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 平成 31 年 4 月 15 日
- 2 下水を排除すべき区域 田町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 田町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 平成 31 年 4 月 15 日
- 6 下水を処理すべき区域 田町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕 8 番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター



綾部市告示 86 号

綾部市開発事業に関する指針（平成 28 年綾部市告示第 42 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 4 月 19 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 24 条中「建築行為の協議」の次に「、又は農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発事業の協議」を加え、「第 1 号」を削る。

綾部市告示第 8 7 号

工事請負契約における契約保証に関する事務取扱要領（平成 1 2 年綾部市告示第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 4 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 6 号中「平成」を削る。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 2 2 日から施行する。

綾部市告示第 88 号

綾部市ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

平成 31 年 4 月 23 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市ネーミングライツ事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、綾部市（以下「市」という。）の施設の愛称を決定する権利を民間事業者等に付与することにより、民間事業者等の広告及び地域貢献の機会を拡大するとともに、市の財源を確保し、もって施設の魅力向上、地域経済活動の活性化及び市財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有施設 市が保有する公共施設をいう。
- (2) ネーミングライツ 市有施設の愛称を命名する権利をいう。
- (3) 民間事業者等 法人又はこれらの者により構成されたグループをいう。
- (4) ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。） 市との契約によりネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。
- (5) ネーミングライツ事業 パートナーにネーミングライツを付与し、当該パートナーからその対価を得ることをいう。

(基本原則)

第 3 条 市長は、市有施設の設置の目的に支障を生じさせない範囲によりネーミングライツ事業を実施するとともに、当該市有施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 ネーミングライツ事業により市が得た対価については、当該ネーミングライツ事業の対象施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。

3 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、当該ネーミングライツ事業の対象施設の名称として愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定する当該施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて条例に規定する名称を使用できるものとする。

(施設の選定)

第 4 条 ネーミングライツ事業を実施する施設の選定は、市長が行う。ただし、選定をしようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理を行う施設又は管理を行うこととし

ている施設をいう。) の場合は、指定管理者の施設管理及び施設運営に不利益とならないよう市と指定管理者が協議の上、市長が選定するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第5条 ネーミングライツを付与する期間（以下「付与期間」という。）は、3年以上10年以下の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、施設の性質等に応じた付与期間とすることができる。

(愛称の範囲)

第6条 ネーミングライツにより表示しようとする愛称は、公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものであり、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (6) その他市長が特に適当でないとしたもの

2 前項に定めるもののほか、愛称の範囲は、ネーミングライツ事業を実施する施設ごとの募集要項に定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する民間事業者等は、パートナーとなることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する消費者金融に関する業種
- (3) ギャンブルに関する業種（当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。）
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者
- (7) 市税を滞納している事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
- (11) 綾部市指名競争入札における業者の指名停止等措置要綱（平成25年綾部市告示第47号）に基づく指名停止を受けている事業者

- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長がパートナーとして適当でないとは判断した業種、事業者又は団体等
(パートナーの募集)

第8条 市長は、ネーミングライツの募集要項を作成し、市の広報紙、ホームページ等への掲載その他の方法により募集するものとする。

(応募)

第9条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、ネーミングライツパートナー申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 法人等役員名簿(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式第4号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(応募資格等事前審査)

第10条 応募者が募集要項の応募資格を満たしていること及び提案された愛称案が募集要項の命名条件を満たしていることを確認するため、所管課において事前審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

2 所管課は、応募者に対して必要に応じて応募の内容についてヒアリングを実施することができ、また追加資料の提出を求めることができる。

(審査委員会)

第11条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合は、ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

2 審査委員は、行財政改革担当部の部長及び課長、広報担当課長、屋外広告等管理課長並びに当該施設を所管する部の部長及び課長をもって充てる。

3 審査委員会は、所管課からの要請により行財政改革担当部長が招集し、議長を務める。

4 審査委員会は、報告された書類に基づき、ネーミングライツ事業の実現性、業務実績、信頼性その他の条件について総合的に審査を行い、パートナーとして採用することの適否及び順位を決定し、市長に報告するものとする。

5 審査委員会は、必要に応じて関係職員及び関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 審査委員会の庶務は、行財政改革担当課において処理する。

(決定)

第12条 市長は、前条第4項の規定による審査結果に基づき、応募に対する採用の可否及び優先交渉者を決定するものとする。この場合において市長は、応募者に対しネーミングライツ優先交渉者決定通知書(様式第5号)により通知し、当該優先交渉者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

(契約)

第13条 市長は、前条第1項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者とネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第14条 契約を締結したパートナーは、市長が指定する期日までに、市長が発行する納入通知書によりネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(ネーミングライツ料の返還)

第15条 市長は、パートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料を当該パートナーに返還するものとする。

2 前項に規定するネーミングライツ料の返還については、納入されたネーミングライツ料から契約の締結から解除を行うまでの期間（1月に満たないときは1月とする。）分のネーミングライツ料を差し引いて返還するものとする。

(契約の解除)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき（第14条ただし書に該当する場合を除く。）。
- (2) パートナーが法律、条例、規則、要綱等の法令に違反したとき。
- (3) パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 契約に定める内容に違反したとき。
- (5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ契約解除通知書（様式第6号）によりパートナーに通知するものとし、契約解除によりパートナーに損害等が生じたとしても市は、その責めを負わないものとする。

(契約期間の満了)

第17条 市は、契約満了の3か月前までに、当該市有施設におけるネーミングライツの継続実施の可否を判断し、現パートナーに通知を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年5月10日から施行する。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

法人等名

所 在 地

代表者名

㊞

ネーミングライツパートナー申込書

対象施設			
愛称 (案)	(ふりがな)		
愛称 (案) の提案理由			
ネーミングライツ料	年額	円	
	【 年間合計	円】	
契約期間	年 月 日から	年 月 日まで	
パートナー特典に係る提案	(愛称の命名以外に御社等の希望する特典があればご記入ください。)		
その他	(PR 事項やご意見等があればご記入ください。)		
担	所属部署		
	役職・氏名		
当	連絡先	TEL:	FAX:
		E-mail:	

<添付書類>

- 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- 法人等概要及び直近の会計年度の事業計画書
- 直近3か年の決算報告書類
- 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- 市税に未納が無いことを証する書類（直近1年分）
- 法人等役員名簿（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- 地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画
(様式第4号)
- 看板等のデザイン、構造（案）

様式第2号（第9条関係）

法人等役員名簿

法人等名			
所在地			
役職名	ふりがな 氏 名	生年月日	性別

上記記載事項に相違ありません。

年 月 日

綾部市長 様

法人等名

所在地

代表者名



※提出日現在の状況を記入してください。

※法人にあっては法人の登記簿謄本に記載されている役員（取締役・監査役）、法人以外の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等が対象となります。

様式第3号（第9条関係）

誓 約 書

年 月 日

綾部市長 様

法人等名

所 在 地

代表者名

⑩

ネーミングライツパートナーの応募に当たり、下記の事項について、事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記4につき市が必要と判断する場合は、市が誓約書及び法人等役員名簿を京都府綾部警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 ネーミングライツパートナーの応募資格要件を全て満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。
- 3 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 4 3の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。

様式第4号（第9条関係）

地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画

ネーミングライツパートナー選定の資料とさせていただきますので、地域貢献に対する考え方、これまでの活動実績、今後の計画などをご記入ください。

※詳細がわかる資料等があれば添付してください。

年 月 日

法人等名
所在地
代表者名

印

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長



ネーミングライツ優先交渉者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった、ネーミングライツパートナーについて、内容を審査した結果、下記の理由により優先交渉者として（採用・不採用）としましたので、通知します。

記

施 設 名	
不採用理由	

※不採用の場合のみ

なお、優先交渉者との協議が整わなかった場合、審査委員会の審査結果に基づき、再度、優先交渉者を決定します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第6号（第16条関係）

第 年 月 日
 号 日

様

綾部市長



ネーミングライツ契約解除通知書

ネーミングライツについて、下記の理由により契約を解除します。

記

契約解除年月日	年 月 日
施 設 名	
契約解除理由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 9 2 号

綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱（平成 3 1 年綾部市告示第 3 5 号）第 1 9 条の規定に基づき、綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱施行細則を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱施行細則

（趣旨）

第 1 条 この細則は綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱（平成 3 1 年綾部市告示第 3 5 号。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（雨水流出量増加の基準）

第 2 条 要綱第 2 条第 2 号に定める基準は、次表に示す流出係数が 0. 8 以上となる場合とする。

土地の種類	流出係数	土地利用の参考事例
雨水の浸透が非常に少ない土地	0. 9	アスファルトやコンクリートで舗装された道路、駐車場等（排水性舗装を含む）、太陽光パネル、人工法面（張りコンクリート等） 等
雨水の浸透が少ない土地	0. 8	公園、ゴルフ場、グラウンド、砕石舗装された道路、駐車場等、人工法面（緑化） 等
雨水の浸透が多い土地	0. 7	水田、山地 等
雨水の浸透が非常に多い土地	0. 6	畑、原野 等

（造成計画協議書）

第 3 条 要綱第 8 条に規定する協議は、造成計画協議書（様式第 1 号）により行わなければならない。

2 造成計画協議書には別表に定める図書を添付しなければならない。

3 造成計画に変更があった場合は、造成計画変更協議書（様式第 2 号）に別表の図書のうち当該変更にかかる図書を添えて、協議を行わなければならない。

(工事完了届)

第4条 要綱第10条に規定する工事の完了の届出は、工事完了届（様式第3号）により行わなければならない。

(技術基準)

第5条 要綱第14条及び第17条に定める基準は、綾部市まちづくり条例（平成28年条例第5号）第40条に規定する開発事業に関する指針（平成28年綾部市告示第42号）を準用する。

(委任)

第6条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が別に定める。

【別表】

図書の種類	明示すべき事項
位置図	方位、造成区域の境界（朱書き）及び区域周辺の道路、排水経路
現況図	方位、造成区域の境界及び地盤面の高さ
土地利用計画図	方位、造成区域の境界、整備する施設等
土地の求積図	造成区域の面積
造成計画図（平面図及び断面図）	方位、造成区域の境界、切土、盛土をする前後の地盤高、設置する施設、法面の位置及び形状、法面保護の方法
排水計画図	方位、放流先の名称、造成区域の境界、土地の高さ並びに排水施設の位置及び形状並びに水の流れの方向
公図又は字限図	方位、区域の境界、地番、筆界、道路、水路、転写の年月日及び転写者の氏名
造成区域内の土地の登記情報	登記事項証明書又は登記事項要約書
その他市長が必要と認める書類	市長が必要と認める事項

様式第 1 号

年 月 日

綾部市長 様

事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号
(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

造成計画協議書

綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱第 8 条の規定により、下記のとおり協議します。

記

造成計画の名称	
造成計画の目的	
造成区域の位置	綾部市
造成区域の面積	m ²
予定工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他必要事項	

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 条 件	

備考

- 1 別表に掲げる書類を添付してください。
- 2 ※印のある欄は記載しないでください。
- 3 「その他必要事項」の欄には、開発行為を行うことについての農地法その他法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記入してください。

設計説明書

設計の方針	造成計画の目的							
	基本方針							
	工事中の災害防止計画							
造成区域内の土地の現況	土地の現況	都市計画区域 <input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 用途地域 (地域) <input type="checkbox"/> 特定用途制限地域 (地区)			都市計画施設の有無、その他の地域指定			
		区分	宅地	農地	山林	雑種地	その他	計
	地目別概要	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		割合	%	%	%	%	%	%
所有	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> その他 ()							
土地利用計画	区分			公共の用に供する空地	河川・水路等	計		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	割合	%	%	%	%	%		

公共施設整備計画	公共の用に供する空地	区 分	道 路	河 川	公 園 広 場 等	水 路	下 水 道	消 防 貯 水 施 設	計
		面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		割 合	%	%	%	%	%	%	%
		管 理 者 と な る べ き 者							
		土 地 の 帰 属							
	上記以外の公共施設用地	施 設 名							計
		面 積		m ²		m ²		m ²	m ²
		管 理 者 と な る べ き 者							
		土 地 の 帰 属							
	そ の 他 必 要 事 項								

工事計画概要書

1 切・盛土 土地面積	m ²		切土面積	m ²	
			盛土面積	m ²	
2 切・盛土 土量	切土	m ³	搬入土量		m ³
	盛土	m ³	搬出土量		m ³
3 擁 壁	番号	構 造	高 さ	延 長	
			m	m	
			m	m	
			m	m	
	計			m	
4 排水施設	河川・ 水路等	番地	種 類	内のり寸法	延 長
				m	m
				m	m
				m	m
		計		m	m

5 がけ面の 保護方法	
6 工事中の 安全対策	
7 その他の 措置	
8 工程の概 要	

備考

- 1 擁壁の構造欄には、無筋コンクリート重力式・もたれ擁壁・練積みブロック等具体的に記入してください。
- 2 排水施設の種類欄には、側溝・水路・河川等の別と、コンクリートU型・コンクリート護岸三面張・ブロック護岸三面張等具体的に記入してください。
- 3 道路の路面工法欄には、アスファルト舗装・コンクリート舗装・平板ブロック舗装等を記入してください。

様式第 2 号

年 月 日

綾部市長 様

事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号

(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

造成計画変更協議書

造成計画の変更について、綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱施行細則第 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり協議します。

記

造成計画の名称		
造成計画区域の位置	綾部市	
当初協議書提出日	年 月 日	
覚書締結日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

(添付書類)

開発協議書に添付した書類のうち当該変更に係るもの

様式第 3 号（第 2 2 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号

(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

工 事 完 了 届

造成計画に基づく工事が完了しましたので、綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

造成計画業の名称	
造成区域の位置	綾部市
完了年月日	年 月 日
工事監理者	住所 氏名 連絡先
工事施工者	住所 氏名 連絡先

(添付書類)

- 1 工事が完了した状況が分かる写真
- 2 その他市長が必要と認める書類

綾部市告示第93号

ふるさと納税収納代行事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月23日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

2 委託の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

綾部市告示第94号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定代理納付者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月23日

綾部市長 山崎善也

1 指定代理者納付者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

2 歳入の種類

寄附金

3 指定日

平成31年4月1日

綾部市告示第 9 6 号

綾部市印刷物等広告掲載要綱（平成 2 6 年綾部市告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 4 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 6 条中「1 年」を「原則として 1 年」に改める。

第 8 条第 1 項中「1 年契約にあっては当該年度の前年度の 2 月末日まで、半年契約にあっては同 2 月末日又は当該年度の 8 月末日」を「市長が指定した期日」に改める。

別記様式中「の（1 年・上半期・下半期）」を削る。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 2 3 日から施行し、改正後の綾部市印刷物等広告掲載要綱の規定は、平成 3 1 年度の広告から適用する。

綾部市告示第97号

地縁による団体「小畑町区」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市小畑町深田67番地 奥 代 隆 二 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第98号

地縁による団体「十倉向町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市十倉向町小松谷17番地 馬 田 光 夫 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第99号

地縁による団体「西屋自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町西屋34番地 藤 井 健 治 に変更する

代理人を 綾部市八津合町西屋57番地 古和田 健 に変更する

2 変更の年月日

平成31年4月7日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第100号

地縁による団体「金河内町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市金河内町中地18番地の1 中 島 龍 一 に変更する
代理人を 綾部市金河内町筋海5番地 加 柴 和 成 に変更する

2 変更の年月日

平成31年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第101号

地縁による団体「大石自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町奥大石19番地 鈴木卓雄 に変更する

2 変更の年月日

平成31年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第102号

地縁による団体「安国寺町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市安国寺町井根尻8番地の2 上 原 和 幸 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第103号

地縁による団体「物部地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市物部町蓮池23番地の1 久 木 康 弘 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第104号

地縁による団体「中筋町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市上八田町細田22番地の1 中 瀬 弘 昭 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第105号

地縁による団体「辻自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市五泉町小谷5番地 波多野 泰 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第106号

地縁による団体「淵垣町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市淵垣町高野15番地 能 勢 康 司 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第107号

地縁による団体「新庄自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

変更があった事項、その内容、変更の年月日及び変更の理由

変更事項	変更前	変更後	変更の年月日	変更の理由
代表者の 氏名及び 住所	由 良 茂 文 綾部市新庄町 五反41番地	西 田 良 数 綾部市新庄町 畝37番地	平成31年 4月1日	任期満了による 交代
	西 田 良 数 綾部市新庄町 畝37番地	松 下 吉 一 綾部市新庄町 風呂ノ谷1番地	平成31年 4月17日	健康上の理由に よる交代

綾部市告示第108号

地縁による団体「於与岐区」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市於与岐町キトバ30番地 吉 田 高 司 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第109号

地縁による団体「新広小路自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市広小路二丁目13番地の3 村 上 芳 朗 に変更する
- 2 変更の年月日
平成31年4月13日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 0 号

地縁による団体「湯殿自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市小貝町新八 9 4 番地 大 槻 憲 一 に変更する

2 変更の年月日

平成 3 1 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 1 号

地縁による団体「地縁団体志賀郷地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市西方町長岡 6 番地 竹 原 幸 春 に変更する
- 2 変更の年月日
平成 3 1 年 4 月 1 日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市公告第 3 6 号

社会体育施設整備事業、(仮称)新市民センター整備工事(外構整備工事)に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

平成 3 1 年 4 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 4 3 1 6 号
- (2) 工 事 名 (仮称)新市民センター整備工事(外構整備工事)
- (3) 工事場所 綾部市西町三丁目(別添位置図参照)
- (4) 工事内容 本工事は、(仮称)新市民センター建設に伴う外構整備を行うものです。隣接する住宅や商業施設、主要交通機関(JR等)との関係から、工程や安全確保について、万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 舗装面積 $A = 10,049 \text{ m}^2$
その他サイン工事、フェンス工事等 一式
- (6) 予定工期 平成 3 1 年 5 月 8 日から
平成 3 1 年 9 月 1 9 日まで(135日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に舗装工事の A 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を舗装工事について受けているものであること。
- (4) 平成 3 1 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、舗装工事の総合評点が 7 5 0 点以上であること。
- (5) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額 1, 0 0 0 万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の舗装工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の

元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 舗装工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月3日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課

契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は370円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 平成31年4月8日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年4月9日（火）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、平成31年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年4月15日（月）から
平成31年4月16日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年4月18日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 平成31年4月22日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年4月23日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は4月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、4月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によるこ

と。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年4月24日(水) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

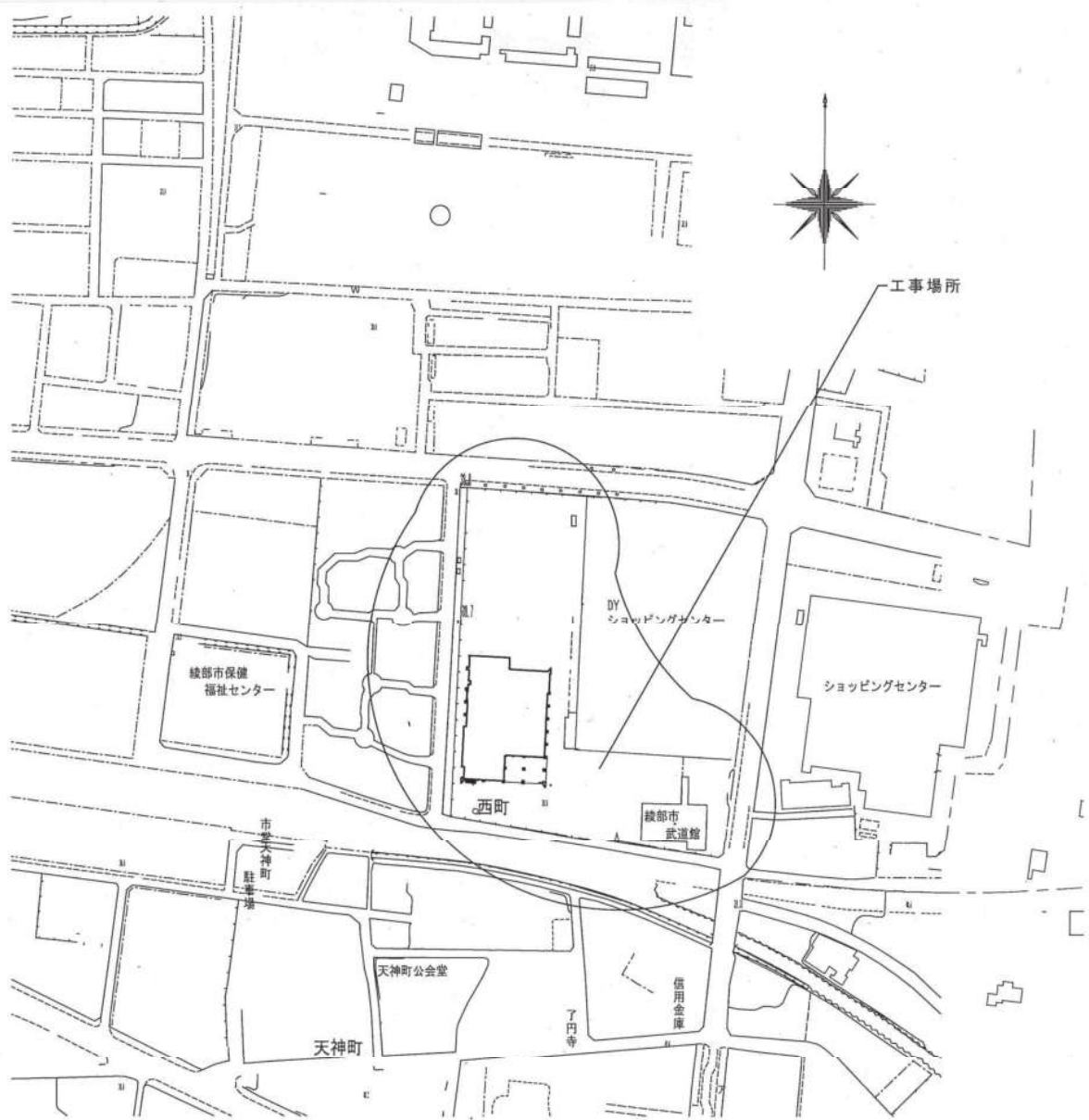
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置



附近見取り図1:2500 (A1)

(仮称) 新市民センター整備工事 (外構整備工事)

綾部市公告第 37 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2960 号 市道館大畠線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 4 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 431 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2960 号 市道館大畠線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市館町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 30 災第 2960 号 L = 30.0 m W = 4.8 ~ 6.5 m
客土吹付工 A = 970 m ²
ガードレール撤去・再設置工 L = 16 m |
| (5) 予定工期 | 平成 31 年 5 月 8 日から
平成 31 年 9 月 24 日まで（140 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 31 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 31 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月3日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は450円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月8日（月）午前9時から午後6時まで

平成31年4月9日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年4月15日（月）から

平成31年4月16日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年4月18日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成31年4月22日(月) 午前9時から午後6時まで
平成31年4月23日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は4月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、4月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年4月24日(水) 午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 38 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2968 号 市道鷹栖下八田線（第二号橋）外 1 川橋梁道路河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせします。入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 4 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 431 2 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2968 号 市道鷹栖下八田線（第二号橋）外 1 川橋梁道路河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市鷹栖町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2968 号 L = 3.4 m W = 4.7 m</p> <p>ボックスカルバート L = 6 m</p> <p>ウイング N = 4 箇所</p> <p>胸壁 N = 2 箇所</p> <p>すりつけ工（ブロック積） A = 6 m²</p> <p>すりつけ工（石積） A = 12 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 33 m²</p> <p>30 災第 2931 号 L = 25.0 m W = 2.5 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 47 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>取付工（石積） A = 2 m²</p> <p>筋芝 A = 18 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 4 m²</p> <p>30 災第 2905 号 L = 3.6 m（右岸）</p> <p>コンクリートブロック積 A = 10 m²</p> <p>小口止工 N = 1 箇所</p> <p>雑工（コンクリートブロック積） A = 1 m²</p> <p>法面整形 A = 3 m²</p> |
| (5) 予定工期 | <p>平成 31 年 5 月 8 日から</p> <p>平成 31 年 9 月 24 日まで（140 日間）</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月3日(水)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,340円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月8日(月)午前9時から午後6時まで

平成31年4月9日(火)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年4月15日（月）から
平成31年4月16日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年4月18日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年4月22日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年4月23日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は4月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、4月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年4月24日（水）午前9時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

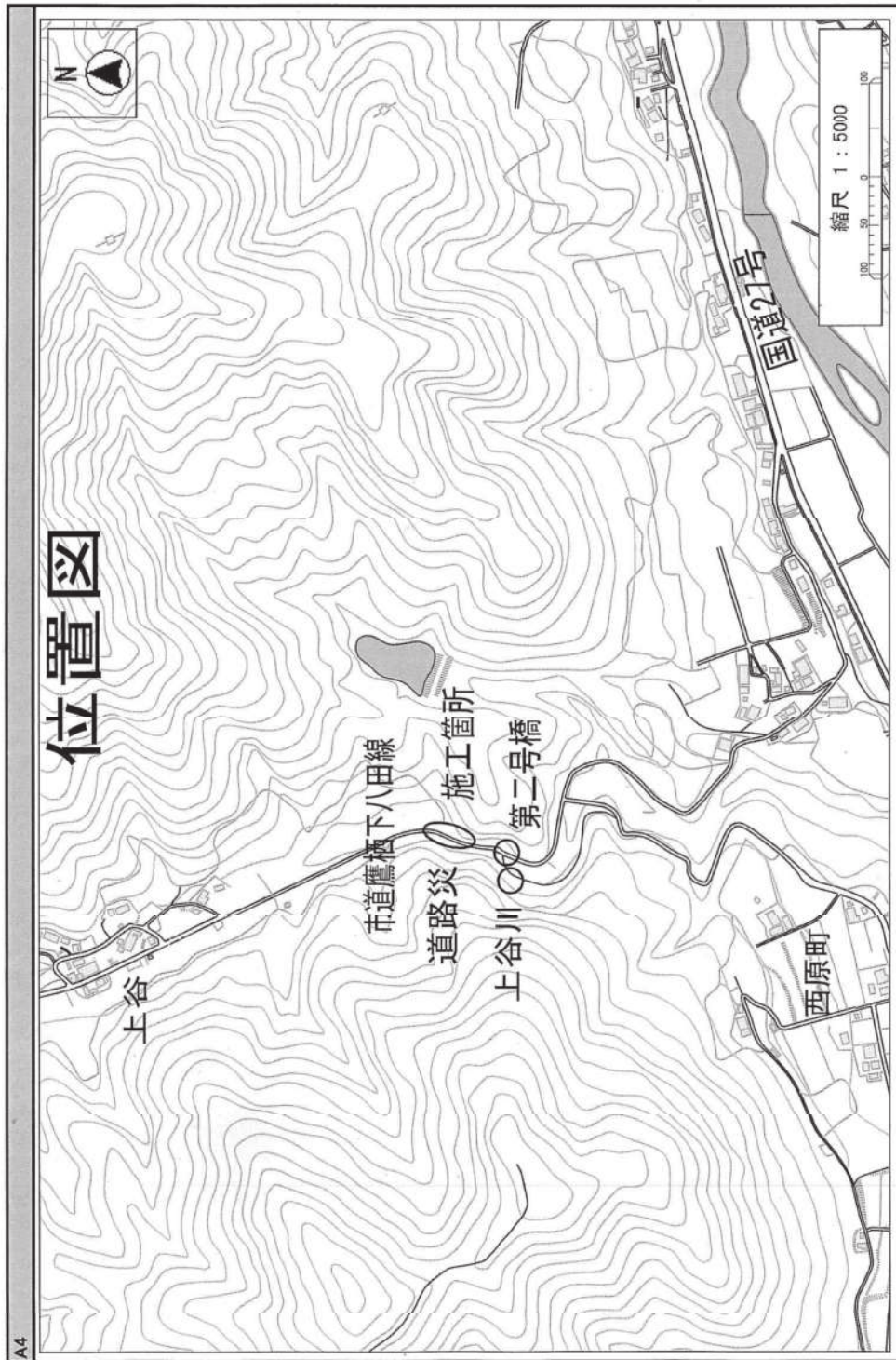
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
 - ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 39 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2920 号 下地川河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 4 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 1 3 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2920 号 下地川河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市小西町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 30 災第 2920 号 L = 2 1. 6 m
コンクリートブロック積工 A = 1 2 4 m ²
底張コンクリート A = 3 3 m ²
工事中道路 (敷砂利) L = 1 4 0 m
締切排水工 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成 31 年 5 月 8 日から
平成 31 年 9 月 1 4 日まで (1 3 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 31 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 31 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月3日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は390円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月8日（月）午前9時から午後6時まで

平成31年4月9日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年4月15日（月）から

平成31年4月16日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成31年4月18日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年4月22日(月)午前9時から午後6時まで
平成31年4月23日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は4月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、4月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年4月24日(水)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第40号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2926 号 市道山入安国寺線外 1 線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成31年4月3日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第431 4号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2926 号 市道山入安国寺線外 1 線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市旭町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2926 号 L = 12.5 m W = 2.9 ~ 3.0 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 49 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>すりつけ工 (石積) A = 8 m²</p> <p>筋芝 A = 11 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 2 m²</p> <p>30 災第 2925 号 L = 8.0 m W = 5.3 ~ 7.1 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 28 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>取付工 (石積) A = 12 m²</p> <p>筋芝 A = 25 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 14 m²</p> <p>ふとんカゴ工 L = 2 m</p> <p>市道山入安国寺線 L = 6.0 m W = 3.7 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 14 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>すりつけ工 (石積) A = 3 m²</p> <p>法面整形工 A = 2 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 2 m²</p> |
| (5) 予定工期 | <p>平成31年5月 8日から</p> <p>平成31年9月14日まで (130日間)</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月3日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,500円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月8日（月）午前9時から午後6時まで

平成31年4月9日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年4月15日（月）から
平成31年4月16日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年4月18日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年4月22日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年4月23日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は4月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、4月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年4月24日（水）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式- 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

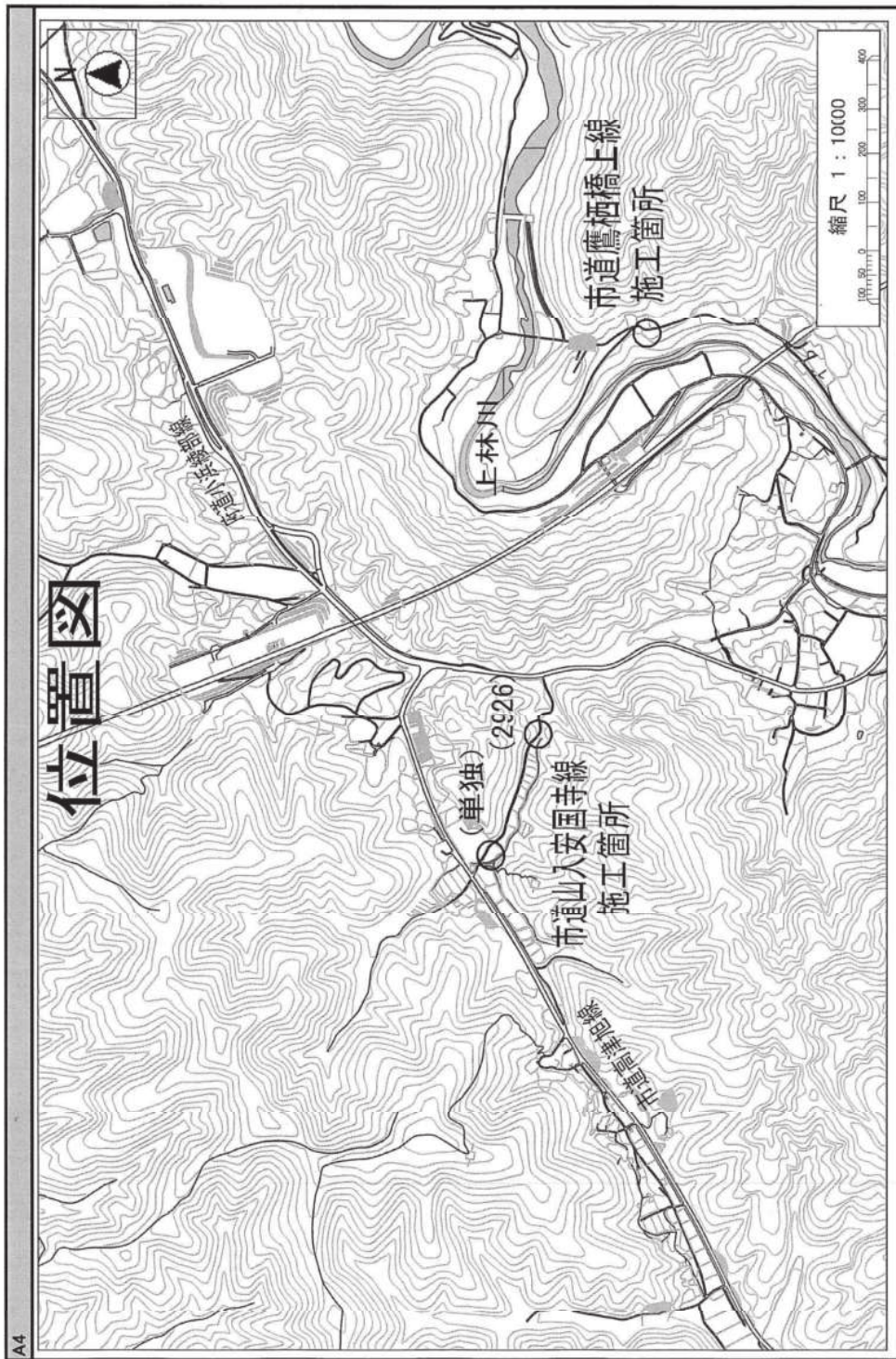
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
 - ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他に一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 4 1 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2964 号 市道立石中小路線外 2 線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 1 年 4 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 1 5 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2964 号 市道立石中小路線外 2 線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市小西町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2964 号 L = 9. 0 m W = 3. 1 ~ 3. 3 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 1 9 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>取付工 (石積) A = 6 m²</p> <p>筋芝 A = 0. 6 m²</p> <p>30 災第 2965 号 L = 1 0. 0 m W = 3. 6 ~ 3. 8 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 4 0 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>取付工 (石積) A = 1 4 m²</p> <p>筋芝 A = 1 8 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 1 7 m²</p> <p>30 災第 2966 号 L = 8. 0 m W = 4. 7 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 1 9 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>取付工 (石積) A = 7 m²</p> <p>筋芝 A = 1 1 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 8 m²</p> <p>ガードレール撤去・再設置 L = 1 2 m</p> |
| (5) 予定工期 | <p>平成 3 1 年 5 月 8 日から</p> <p>平成 3 1 年 9 月 4 日まで (1 2 0 日間)</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月3日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,280円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月8日（月）午前9時から午後6時まで

平成31年4月9日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年4月15日（月）から
平成31年4月16日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年4月18日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年4月22日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年4月23日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は4月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、4月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年4月24日（水）午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

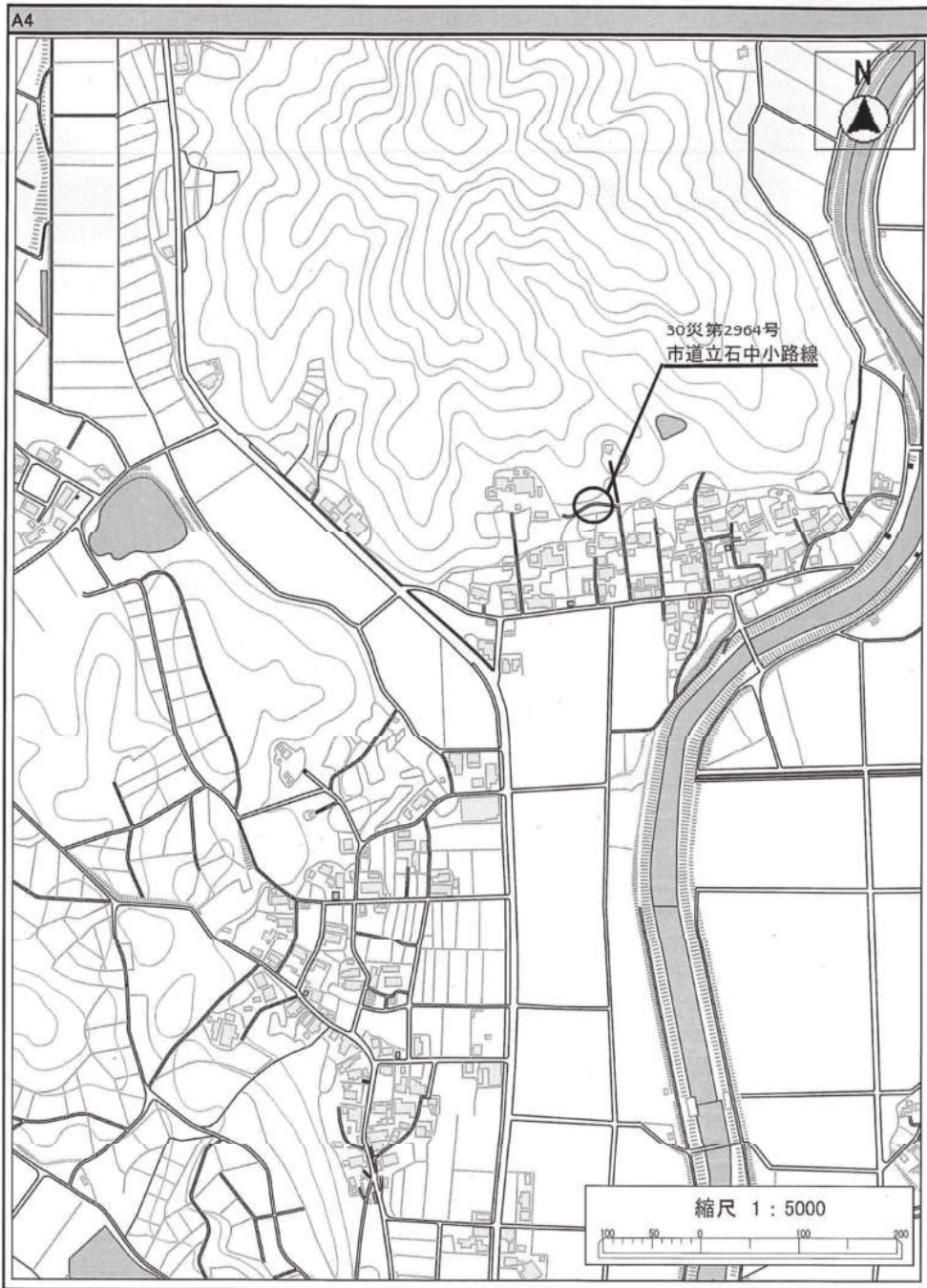
2) 主任技術者

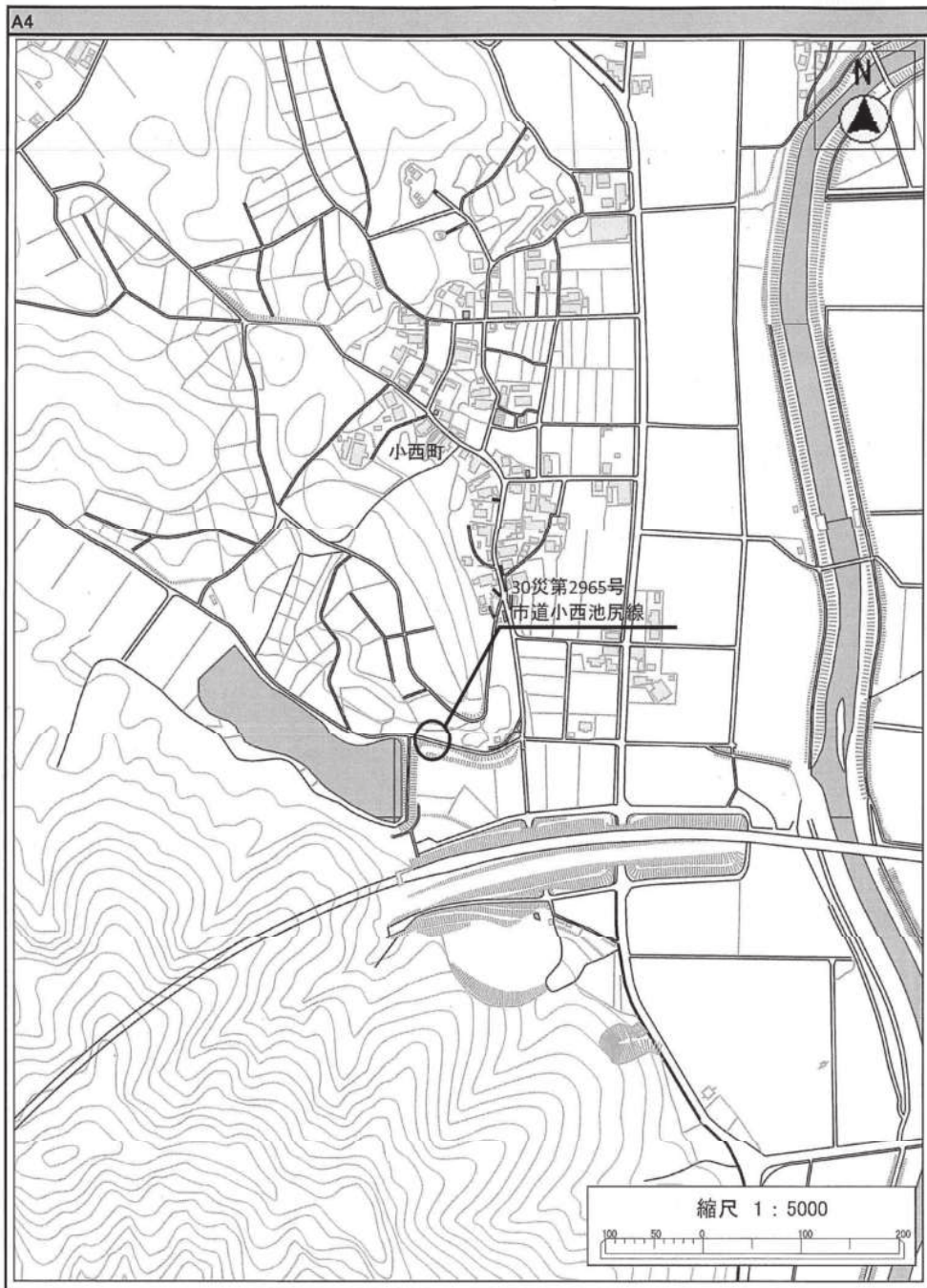
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

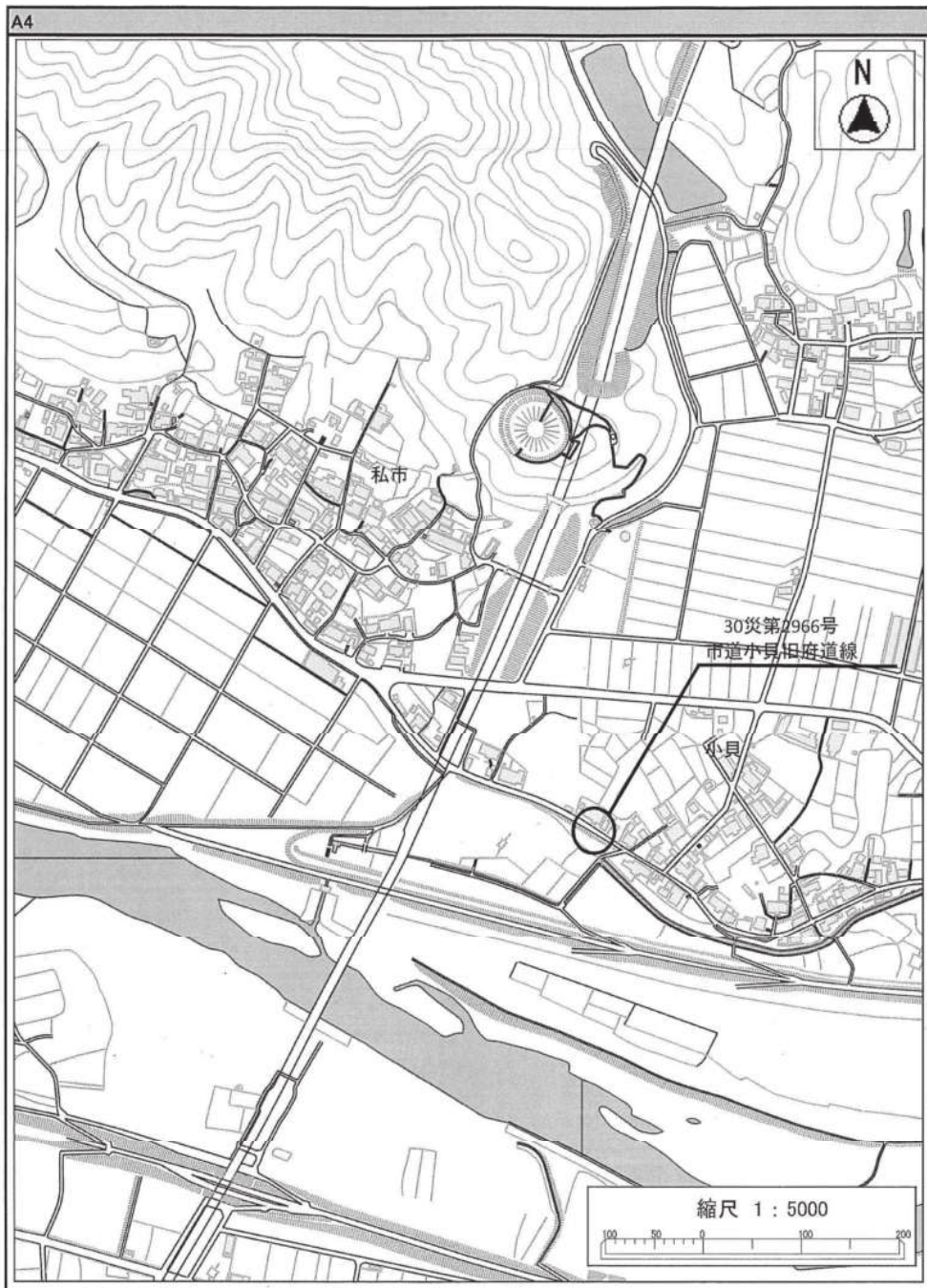
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。







綾部市公告第42号

大規模改修事業（中学校費）、綾部中学校特別教室空調設備整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成31年4月3日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第431 7号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部中学校特別教室空調設備整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市宮代町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 音楽室空調機設置
25.0kw 1基
14.0kw 2基 |
| (5) 予定工期 | 平成31年5月8日から
平成31年7月6日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月3日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は130円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月8日（月）午前9時から午後6時まで

平成31年4月9日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年4月15日（月）から

平成31年4月16日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年4月18日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成31年4月22日(月) 午前9時から午後6時まで
平成31年4月23日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は4月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、4月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年4月24日(水) 午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第43号

中央公民館大規模改修事業、中央公民館屋上防水等改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成31年4月3日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第431 9号 |
| (2) 工 事 名 | 中央公民館屋上防水等改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 屋上防水改修 約1, 270㎡
丹波焼収蔵庫内部改修 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成31年5月8日から
平成31年8月5日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で防水工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 防水工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月3日(水)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は190円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月8日(月)午前9時から午後6時まで

平成31年4月9日(火)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年4月15日(月)から

平成31年4月16日(火)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年4月18日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は

行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成31年4月22日(月) 午前9時から午後6時まで
平成31年4月23日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は4月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、4月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年4月24日(水) 午前11時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 防水工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



工事名：中央公民館屋上防水等改修工事 縮尺 1/2500

綾部市公告第 4 4 号

社会体育施設整備事業、(仮称) 新市民センター整備工事(武道館解体工事)に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 1 年 4 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 1 1 0 号 |
| (2) 工 事 名 | (仮称) 新市民センター整備工事(武道館解体工事) |
| (3) 工事場所 | 綾部市西町三丁目(別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 武道館解体 S 造 2 階建 6 8 6 . 9 m ²
その他附属建物解体 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成 3 1 年 5 月 8 日から
平成 3 1 年 8 月 5 日まで(9 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事で、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式一 1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式一 2) 2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月3日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は510円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月8日（月）午前9時から午後6時まで

平成31年4月9日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年4月15日（月）から

平成31年4月16日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年4月18日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成31年4月22日(月) 午前9時から午後6時まで
平成31年4月23日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は4月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、4月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年4月24日(水) 午前11時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

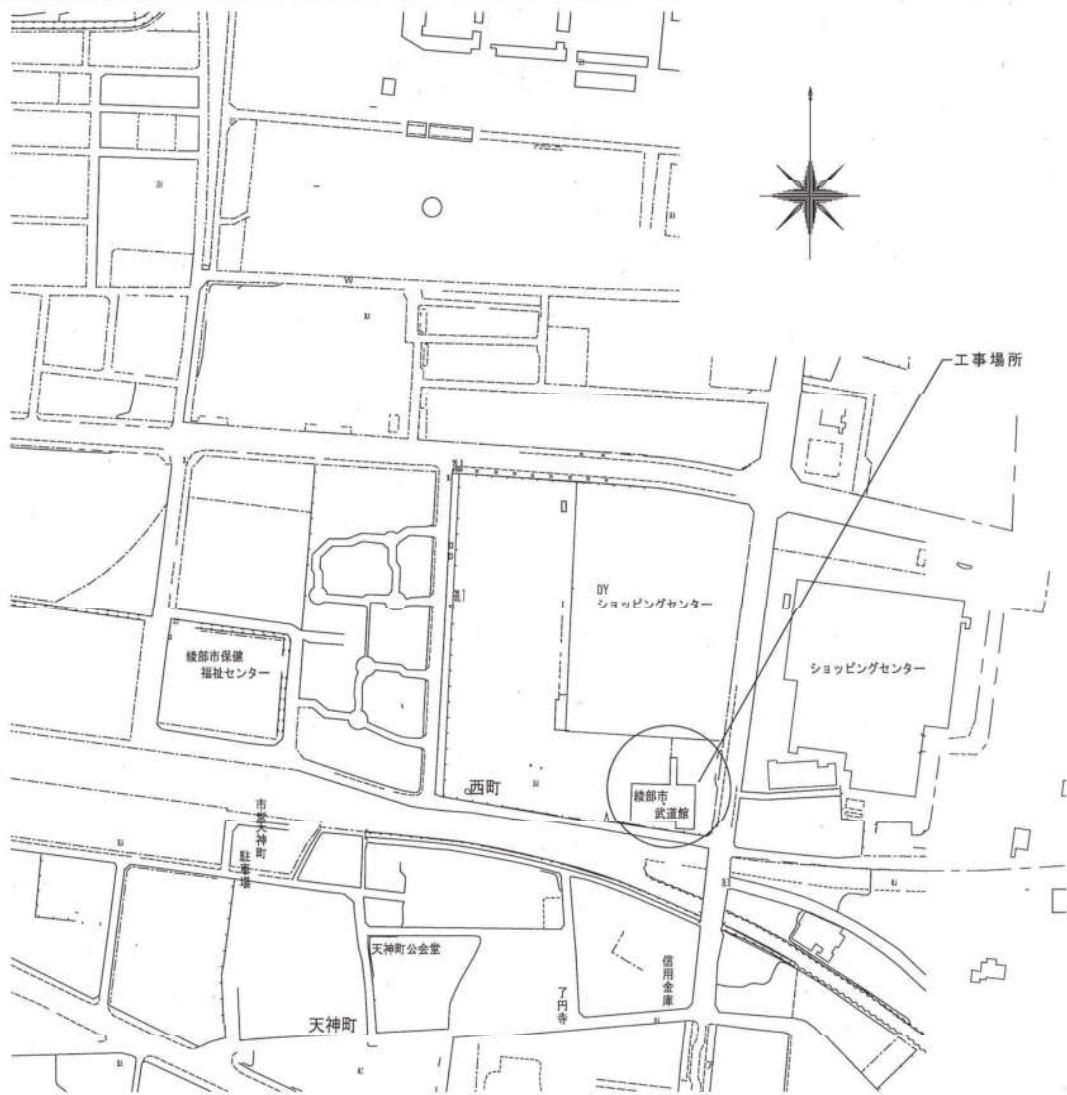
2) 主任技術者

- 1 土木工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



附近見取り図1/2500 (A1)

(仮称) 新市民センター整備工事 (武道館解体工事)

綾部市公告第 45 号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について公告する。

平成31年 4月 3日

綾部市長 山 崎 善 也

住民基本台帳法第11条第3項に基づく公表事項

国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊京都地方協力本部	自衛官募集事務として募集案内の郵送のため	平成31年2月4日	H13.4.2～H14.4.1生まれの住民

住民基本台帳法第11条の2第12項に基づく公表事項

申請者の氏名(法人の名称)	代表者又は管理人の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 地域社会研究所	代表取締役 大橋 浩	平成30年度「京都府民の意識調査」実施のため (京都府政策企画部計画推進課長)	平成30年5月15日	市内全域
株式会社 日本リサーチセンター	代表取締役 鈴木 稲博	「旅行・観光消費動向調査」の対象者抽出のため	平成30年6月6日	中筋町、豊里町 全年齢
一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次	「安全・安心な社会生活をおくるためのアンケート」 調査の対象者名簿作成のため	平成30年7月11日	上野町
一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次	平成30年度消費者意識基本調査	平成30年10月17日	里町
一般社団法人 中央調査社	会長 大室 真生	「宝くじに関する世論調査」の実施のための対象者抽出のため	平成31年2月5日	大島町
一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次	「親子関係についての人生振り返り調査」の対象者名簿作成のため	平成31年2月21日	井倉町、青野町

綾部市公告第46号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づく下記の定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき公告する。

平成31年4月4日

綾部市長 山崎 善也

1. 接種実施期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日

2. 個別接種対象年齢

予防接種名	対 象
四種混合（DPT-IPV）1期	生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者
二種混合（DT）1期	生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者
二種混合（DT）	11歳以上13歳未満の者
不活化ポリオ単独（IPV）	生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者
麻しん・風しん	第1期 生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者
	第2期 5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間にある者
風しん	第5期 風しん抗体保有率が低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
日本脳炎	第1期 生後36か月から生後90か月に至るまでの間にある者
	第2期 9歳以上13歳未満
	特例措置 平成19年4月2日～平成21年10月1日生で9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日～平成19年4月1日生れて20歳未満の者
結核（BCG）	1歳に至るまでの間にある者
ヒブ感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者
子宮頸がん予防ワクチン	小学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女子
水痘	生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者

3. 個別接種実施医療機関 結核（BCG）接種は（*）のついた医療機関のみで実施。

医療機関名	所在地	電話番号	接種医師	備 考
綾部市立病院（*）	青野町	43-0123	大内 一孝、山岡 沙矢子 茂原 慶一、島川 麗	子宮頸がん予防ワクチンは産婦人科医（荻野 嘉夫、野口 敏史、辻 哲朗、高岡 幸、渡辺 喜信）
京都協立病院（*）	高津町	42-0440 42-0025 (小児科直通)	玉本 晃、奥原 賢二、 玉木 千里、池田 徹	
大久保医院	本町8丁目	42-1190	大久保 茂樹	二種・四種混合・不活化ポリオ・子宮頸がんは実施していない。
白波瀬医院	岡町	43-0177	白波瀬 均	ヒブ・肺炎球菌・四種混合・不活化ポリオ・B型肝炎・麻しん風しん・水痘・子宮頸がんは実施していない。
西村医院	栗町	47-0321	西村 康	子宮頸がん・不活化ポリオ・B型肝炎は実施していない。
野間医院八田診療所	上杉町	44-0001	野間 俊二	ヒブ・肺炎球菌・不活化ポリオ・B型肝炎、子宮頸がんは実施していない。
畑内科医院	青野町	43-2334	畑 雅之	不活化ポリオは実施していない。
由良産婦人科小児科医院	本町1丁目	42-2528	由良源太郎、由良 茂夫	不活化ポリオ・二種混合・日本脳炎2期と特例措置は実施していない。
横山医院	若松町	42-1073	横山 容尚	子宮頸がんは実施していない。

綾部市公告第47号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき成人用肺炎球菌予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

平成31年4月4日

綾部市長 山崎 善也

- 1 実施期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- 2 自己負担 自己負担 4,000円
 ※平成31年度については、75歳以上の方は、2,000円
 ※ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度がありますが、事前の手続きが必要です。

- 3 対 象 下記の生年月日の方

昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生の方	昭和 9年4月2日～昭和10年4月1日生の方
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生の方	昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日生の方
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生の方	大正13年4月2日～大正14年4月1日生の方
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生の方	大正 9年4月1日以前にお生まれの方

- 4 実施医療機関

名称	所在地
綾部市立病院	青野町大塚20-1
綾部ルネス病院	大島町二反田7-16
京都協立病院	高津町三反田1
綾部市志賀郷診療所	志賀郷町北町19-2
あやべ協立診療所	駅前1
大久保医院	本町8丁目115
米谷外科整形外科医院	田町13
米谷医院口上林診療所	十倉名畑町欠戸18-6
白波瀬医院	岡町鳥居27-3
志賀整形外科クリニック	宮代町15
中島整形外科医院	幸通9
西村医院	栗町小東4-3
野間医院八田診療所	上杉町渋市2
畑内科医院	青野町高田91
安村外科内科診療所	井倉町大將軍37
柳川整形外科医院	大島町二反田7-20
山下整形外科医院	青野町西青野28-3
横山医院	若松町庵ノ上58-10

綾部市公告第 4 8 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 1 年 4 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 4 9 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 1 年 4 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 5 0 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第51号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成31年4月15日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成31年4月15日から平成31年4月28日まで

綾部市公告第52号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない動物の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 平成31年4月15日 16:50頃
- 2 捕獲場所 綾部市宮代町
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 茶黒白
- 5 性 別 雌

(注意) 公告期間満了の日の翌日(平成31年4月19日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第 53 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 20 条の 2 の規定により公告する。

平成 31 年 4 月 17 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 5 4 号

第 6 次綾部市総合計画及び第 2 次綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

平成 3 1 年 4 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 6 次綾部市総合計画及び第 2 次綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務について、委託業者の選定にあたり別添「第 6 次綾部市総合計画及び第 2 次綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」により実施します。

第6次綾部市総合計画及び第2次綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

平成31年4月

綾部市企画総務部企画政策課

1 趣旨

この要領は、第6次綾部市総合計画及び第2次綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託の公募型プロポーザル方式による委託先の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

第6次綾部市総合計画及び第2次綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

(2) 業務内容

第6次綾部市総合計画及び第2次綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から平成33年3月31日まで

(4) 委託上限額

10,740千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（平成31年度：6,740千円、平成32年度：4,000千円）

この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。また、平成31年10月1日からの消費税及び地方消費税率の引き上げを反映している。

3 事業者選定方式

公募によるプロポーザル方式

4 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

(1) 地方公共団体からの受託により、過去5年以内（平成26年4月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続等開始の申立てがなされていないこと。

(4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

(5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。

- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
 (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

5 スケジュール（予定）

期日	項目	備考
平成31年4月19日（金）	募集開始	ホームページ及び公告
平成31年5月 8日（水）	質問書提出期限	電子メール
平成31年5月13日（月）	質問書回答	電子メール（必要に応じホームページ）
平成31年5月17日（金）	企画提案書等の提出期限	持参又は郵送
平成31年5月23日（木）	一次審査結果通知	応募者が6者以上あった場合のみ
平成31年5月23日（木）	二次審査詳細案内	一次審査通過者にのみ通知
平成31年5月30日（木）	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	綾部市役所
平成31年6月 5日（水）	二次審査結果通知	
平成31年6月上旬～中旬	受託者決定・委託契約締結	

※ 上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

6 応募方法

第6次綾部市総合計画及び第2次綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書の業務内容を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出のこと。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書等届出書（様式第1号）
- ② 業務を行う者の資格、経歴及び実績書（様式第2号）
- ③ 企画提案書（任意様式）
 - ・ A4判・横書き・両面印刷・文字サイズ10.5ポイント以上とし、全体で20ページ程度
 - ・ 仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案事項、業務の実施手順及び実施体制、スケジュール等を記載
- ④ 見積書（任意様式）
 - ・ A4判、積算内訳を記入し、各年度の見積書を提出
- ⑤ 会社概要書（様式第3号）
- ⑥ 業務実績書（様式第4号）（発注者、委託業務名、業務内容、契約期間、契約金額を記載し、契約書の写し、業務の概要が分かる資料、代表的な計画書1冊を添付）
- ⑦ 財務諸表
 - ・ 直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類
- ⑧ 登記簿謄本
 - ・ 提出の3か月以内に発行のもの

⑨ 納税証明書

- ・法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの（本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ）
- ・提出の3か月以内に発行のもの

(2) 提出部数

正本1部、副本7部（副本については複写可とする）
 (㉗、㉘、㉙は正本1部（写し可）とする)

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便：期限必着）

(4) 提出期限

平成31年5月17日（金）まで

※ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

(5) 提出先

14に記載の事務局

7 要領等の配布

(1) 要領、提出書類様式及び基本仕様書の配布方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
- ② 事務局での直接配布

(2) 配布期間

直接配布は平成31年4月19日（金）から平成31年5月14日（火）まで

※ 直接配布は平日の午前9時から午後5時までとする。

8 一次審査の概要

(1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

(2) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
② 業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	10点
③ 業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
④ 提案内容等の適格性	20点
合 計	50点

② 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に対して文書で通知する。なお、応募者が5者未満のため、一次審査を行わなかった場合もその旨通知する。

※ 通知予定日：平成31年5月23日（木）

9 二次審査の概要

(1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が5者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容等に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

(2) 実施日

平成31年5月30日（木）

※ 会場、時間等の詳細は一次審査後に別途通知する。

通知予定日：平成31年5月23日（木）

(3) 時間配分

参加者ごとに約30分間

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

② 質疑応答・ヒアリング（10分）

(4) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者は出席することが望ましい。

(5) その他

提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーンは本市で用意する。パソコン、プロジェクター等は各参加者で準備すること。

(6) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施 体制 (30点)	① 会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	② 業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	10点
	③ プレゼンテーションにおける専門的技術力、取組姿勢、コミュニケーション能力	10点
企画提案 内容 (70点)	① 総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容	10点
	② 本業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
	③ 第5次綾部市総合計画及び綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略における各種施策の実績評価、検	10点

	証の手法	
	㊸ 市民等意識調査の項目、分析の手法	5点
	㊹ ヒアリング等の対象、手法	5点
	㊺ 基本計画素案等の提案及び修正の手法	10点
	㊻ 計画書等のレイアウト及びデザインの内容	10点
	㊼ 更に優れた代替案、独自提案等の提示やその内容など	5点
	㊽ 見積金額	5点
合 計		100点

㊾ 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(7) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書で通知する。

※ 通知予定日：平成31年6月5日（水）

10 契約の締結

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

※ この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 2の(4)の委託上限額を超えた場合。
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合。
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合。
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合。

1 2 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、下記のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

(1) 提出書類

質問書（様式第5号）

(2) 提出方法

電子メールによる提出のみ（kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp）

※ メール送信後、「企画政策課」に送信確認の電話をすること。

(3) 提出期限

平成31年5月8日（水）午後5時まで（必着）

(4) 回答

平成31年5月13日（月）までに、電子メールで回答。

※ 質問等の内容について電話で確認することがある。

※ 必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

1 3 その他

- (1) 提出書類の作成、応募、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の差し替え、追加、削除等は認めない。
- (5) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。（提出方法は事務局と調整のこと。）
- (6) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (8) この要領において、「平成」で表記した日付等について、改元後は、新元号の応当日に読み替えるものとする。

1 4 事務局

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市企画総務部企画政策課企画調整担当

TEL：0773-42-4215

FAX：0773-42-4406

E-mail：kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp

(様式第1号)

企画提案書等届出書

平成31年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

商号又は名称

代表者

印

第6次綾部市総合計画及び第2次綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務に関する公募型プロポーザル選定について、企画提案書等を提出します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当するものであること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
①	企画提案書等届出書（様式第1号）	正本1
②	業務を行う者の資格、経歴及び実績書（様式第2号）	正本1・副本7
③	企画提案書	正本1・副本7
④	見積書	正本1・副本7
⑤	会社概要書（様式第3号）	正本1・副本7
⑥	業務実績書（様式第4号）	正本1・副本7
⑦	財務諸表	正本1
⑧	登記簿謄本	正本1
⑨	納税証明書	正本1

≪ 本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先 ≫

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

※ 書類送付・質問回答等の連絡先となります。

(様式第2号)

業務を行う者の資格、経歴及び実績書

商号又は名称 _____

役割	配置予定者	主な実務実績 (発注者、業務名、契約期間、契約金額、担当業務)	今回担当する業務	現在手持ちの 他業務内容・件数
総括 管理者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			
主 任 担 当 者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			
主 任 担 当 者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			

※ 主な実務実績には、総合計画等に関わる業務実績を記入してください。

※ 表が不足する場合は適宜追加してください。

(様式第3号)

会社概要書

平成31年4月1日現在

商号又は名称				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		F A X 番号		
設立年月日				
貸借対照表総資本額				
損益計算書税引前当期利益				
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合 計
	人	人	人	人
主たる営業品目				
本業務に係る部署名				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		F A X 番号		
取扱業務				
その他特記すべき事項				

※ 会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※ 貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

(様式第5号)

平成31年 月 日

住所
 商号又は名称
 担当者所属・氏名
 電話番号
 E-mail

質問書

質 問 事 項	質 問 内 容

- ※ 質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。
- ※ 質問書の提出は、原則として各社1回とします。
- ※ 質問書は、平成31年5月8日（水）午後5時（必着）までに提出してください。
- ※ 原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

綾部市公告第 5 5 号

リサイクル施設整備事業費、リサイクル施設整備工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

平成 3 1 年 4 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 4 3 1 1 3 号
- (2) 工 事 名 リサイクル施設整備工事（建築本体工事）
- (3) 工事場所 綾部市野田町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、リサイクル施設の建設工事及び既存棟（保管棟）の改修工事を行うものです。工事期間中は、既存棟を使用しながらの施工となるため、安全には十分注意して施工を行ってください。また、工事場所までの道路は狭小なため、一般車両・収集受託業者の通行確保、安全対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 増築工事
鉄骨造平屋建 7 0 7 . 1 3 m²
既存棟改修
鉄骨造平屋建 2 8 1 . 8 8 m²
上記に伴う建築工事及び機械設備工事 一式
- (6) 予定工期 平成 3 1 年 5 月 2 8 日から
平成 3 2 年 3 月 2 2 日まで（3 0 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事の A 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 平成 3 1 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が 7 5 0 点以上であること。

- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 建築工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 平成31年4月22日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,410円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 平成31年4月25日（木）午前9時から午後6時まで
平成31年4月26日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で4月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、平成31年5月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年5月10日（金）から
平成31年5月13日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年5月15日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 平成31年5月20日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年5月21日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は5月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、5月21日の午前9時から正午までと午後1

時から午後 2 時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 11 条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 19 条第 4 項によること。

(2) 開札の日時

平成 31 年 5 月 22 日 (水) 午前 9 時 30 分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）第 77 条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第 12 条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できない

と認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

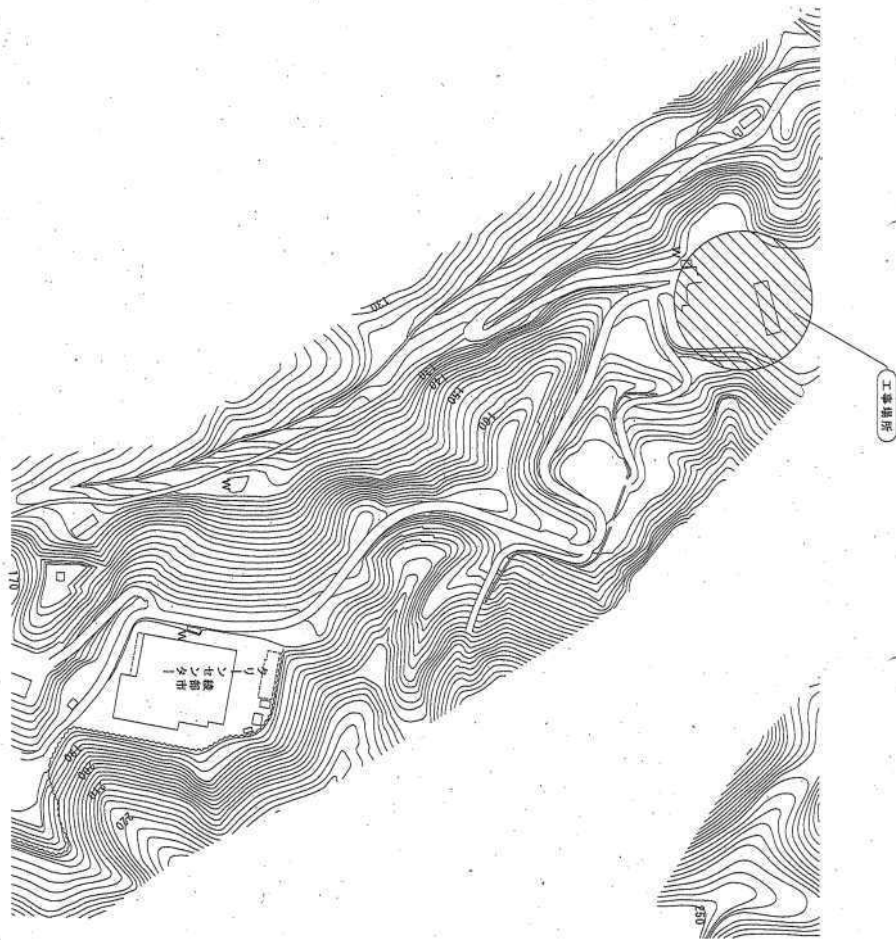
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

リニア中央新幹線整備工事（建設本体工事）付添資料図 1/2,500



綾部市公告第56号

大規模改修事業費（小学校費）、中筋小学校屋内運動場屋根改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成31年4月22日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第431 14号 |
| (2) 工 事 名 | 中筋小学校屋内運動場屋根改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市大島町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 屋根改修 改修面積 722㎡
庇改修 改修面積 77.9㎡ 他一式 |
| (5) 予定工期 | 平成31年5月28日から
平成31年8月25日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月22日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は170円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月25日(木)午前9時から午後6時まで

平成31年4月26日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年5月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年5月10日(金)から

平成31年5月13日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年5月15日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は

行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成31年5月20日(月) 午前9時から午後6時まで
平成31年5月21日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は5月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、5月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年5月22日(水) 午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

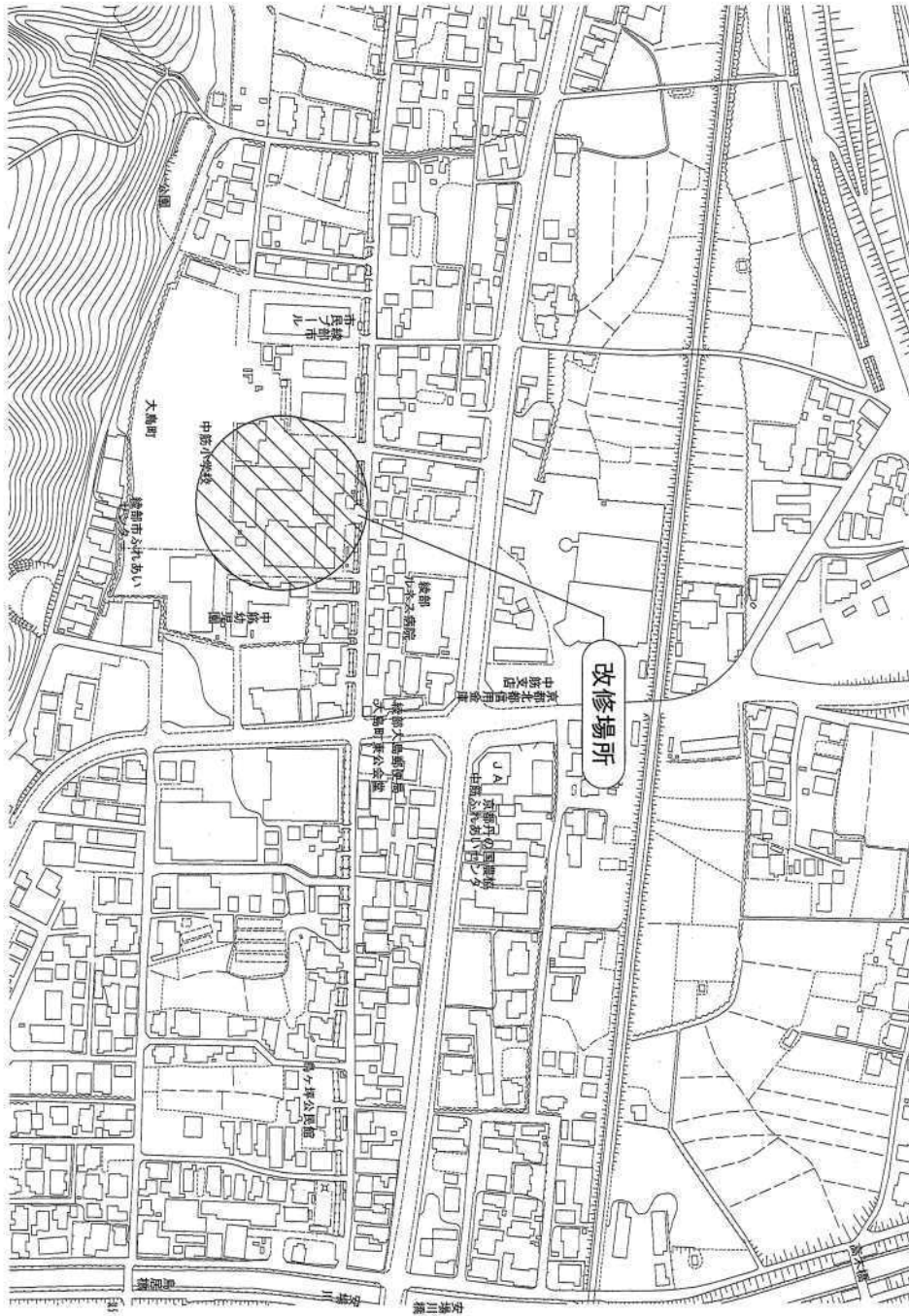
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第57号

リサイクル施設整備事業費、リサイクル施設整備工事（電気設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成31年4月22日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第431 15号 |
| (2) 工 事 名 | リサイクル施設整備工事（電気設備工事） |
| (3) 工事場所 | 綾部市野田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 増築工事
鉄骨造平屋建 707.13㎡
既存棟改修
鉄骨造平屋建 281.88㎡
上記に伴う電気設備工事 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成31年6月4日から
平成32年3月22日まで（293日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月22日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は270円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月25日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年4月26日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年5月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年5月10日（金）から

平成31年5月13日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成31年5月15日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年5月24日(金)午前9時から午後6時まで
平成31年5月27日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は5月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、5月27日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年5月28日(火)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

ウチノクラ田舎設備工事(建設本休工事)付添図面④ 図 1/2,500



綾部市公告第58号

現年発生簡易水道施設災害復旧事業費、加茂橋水管橋災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成31年4月22日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第431 16号 |
| (2) 工 事 名 | 加茂橋水管橋災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市十倉名畑町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 形式 パイプビーム 2橋
口径及び支間長 200A×13.95m 2条 |
| (5) 予定工期 | 平成31年5月28日から
平成31年9月4日まで（100日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年4月22日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,230円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年4月25日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年4月26日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年5月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年5月10日（金）から

平成31年5月13日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年5月15日（水）午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成31年5月20日(月) 午前9時から午後6時まで
平成31年5月21日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は5月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、5月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年5月22日(水) 午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

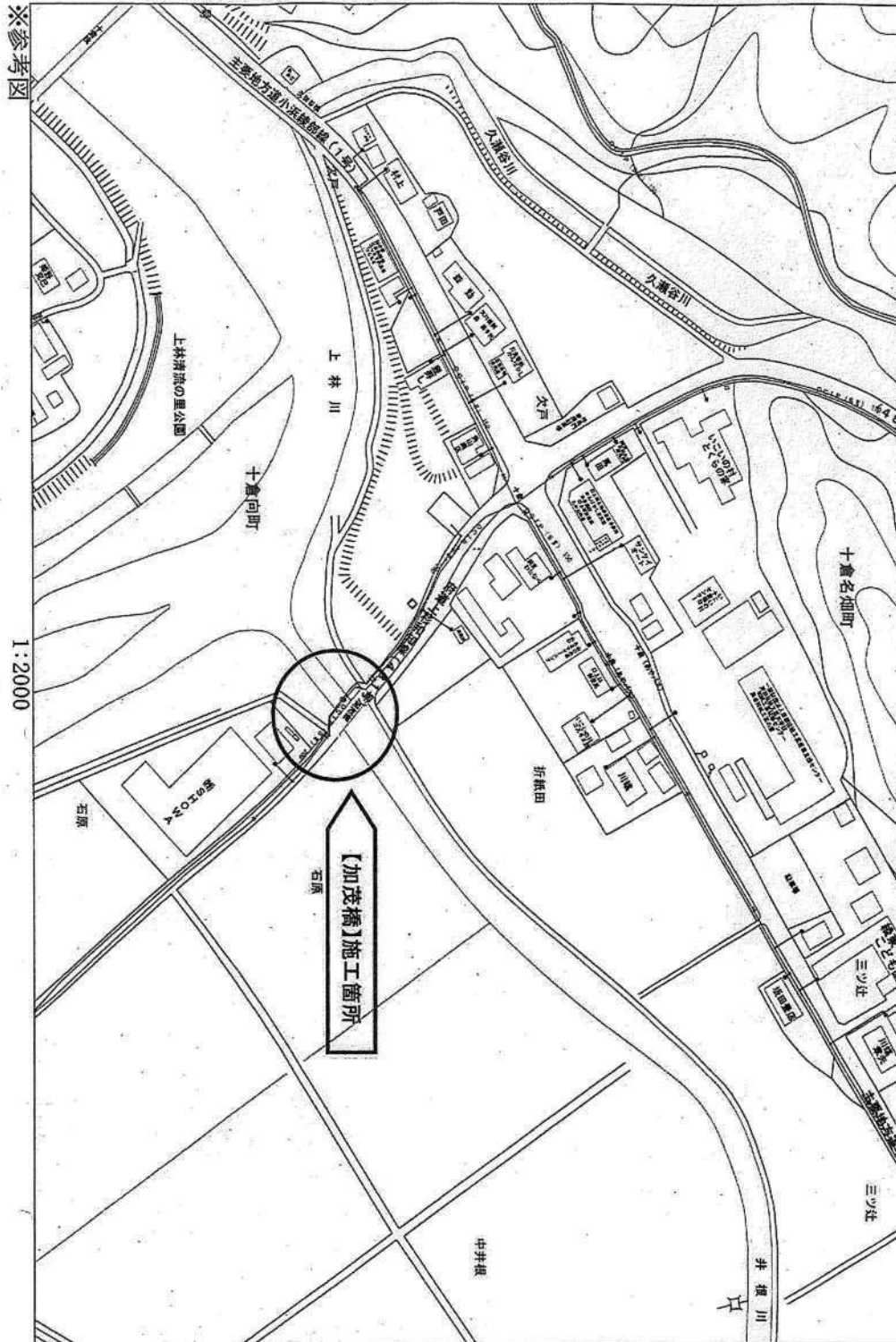
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第59号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第4条の規定により、平成31年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

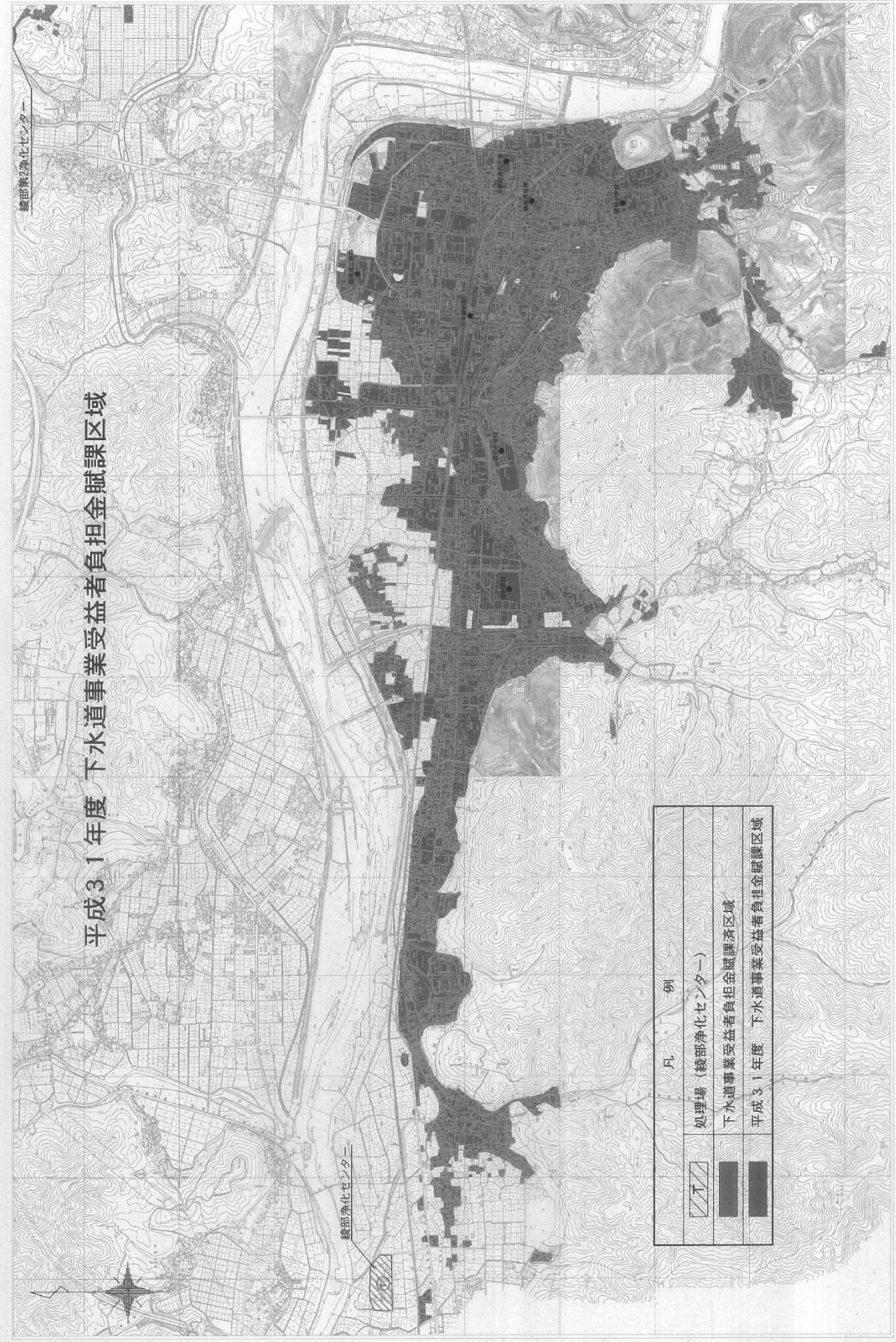
平成31年 4月26日

綾部市長 山崎善也

1 賦課対象区域

相生町の一部、青野町の一部、井倉新町の一部、井倉町の一部、上野町の一部、大島町の一部、多田町の一部、田野町の一部、田町の一部、寺町の一部、西町三丁目の一部、野田町の一部

2 賦課対象区域図 別図のとおり



平成31年度 下水道事業受益者負担金賦課区域

凡 例	
	処理場（線部浄化センター）
	下水道事業受益者負担金賦課区域
	平成31年度 下水道事業受益者負担金賦課区域

綾部市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成31年度第1回（4月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成31年4月19日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 平成31年4月22日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第37号 綾部市社会教育委員の委嘱について
 - ・議第38号 綾部市文化財審議会委員の委嘱について
 - ・議第39号 綾部市指定文化財の指定解除について
- 4 報告事項
 - ・平成30年度卒業中学3年生の進路状況について
- 5 事務連絡
 - ・各課からの連絡事項

綾部市教育委員会告示第7号

綾部市立小・中学校遠距離通学費補助金支給要綱（昭和49年綾部市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月19日

綾部市教育委員会
教育長 足立 雅和

様式第1号中

「

昭和 年 月 日
を

綾部市教育委員会 殿

」

「

年 月 日
に、

綾部市教育委員会 様

」

「昭和 年度」を「 年度」に、「昭和 年 月 日付け」を「 年 月 日付け」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「昭和」を削る。

様式第4号中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「殿」を「様」に、「昭和 年度」を「 年度」に改める。

様式第5号中「昭和」を削る。

附 則

この告示は、平成31年4月19日から施行する。

教育委員会告示

綾部市教育委員会告示第 8 号

綾部市学校プール運営要綱（昭和 5 1 年綾部市教育委員会告示第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 4 月 1 9 日

綾部市教育委員会
教育長 足 立 雅 和

別表中

「

東綾小学校プール	東綾	鷹栖町小丸山 2 5 番地	2 5	1 7	0 . 4 ~ 0 . 5
					1 . 1 ~ 1 . 3

を

」

「

東綾小学校プール	東綾	東山町山家 9 9 番地	2 5	1 3	0 . 7
					1 . 0 ~ 1 . 2

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 9 日から施行する。

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第24号

平成31年3月29日付け綾部市選挙管理委員会告示第18号で告示した平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票管理者職務代理者について、次のとおり変更した。

平成31年4月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

綾部市役所本庁1階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者職務代理者	
	氏名	住所
4月3日 (水)	高倉理沙	並松町上番取22番地の1
4月6日 (土)	飯室誠	福知山市篠尾新町3丁目74番地

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者職務代理者	
	氏名	住所
4月5日 (金)	浜木宏一郎	福知山市駒場新町3番地の82

綾部市選挙管理委員会告示第25号

平成31年3月29日付け綾部市選挙管理委員会告示第20号で告示した平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における開票を開始する時刻は、11分繰り上げ午後9時19分とする。

平成31年4月7日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道